

# 令和6年度宮城県水防計画書（案）変更の概要

資料 1

## 1 知事が指定する水防警報河川・水位周知河川の基準水位の変更（P154、P159）

水害時の情報提供に関して、令和5年度までに洪水予報河川3河川、水位周知河川38河川の指定を行い、特別警戒水位等を設定し、市町村の避難判断のための河川情報として河川管理者から市町村長へ直接電話等で伝える仕組み（ホットライン）を構築した上で、運用しているところである。

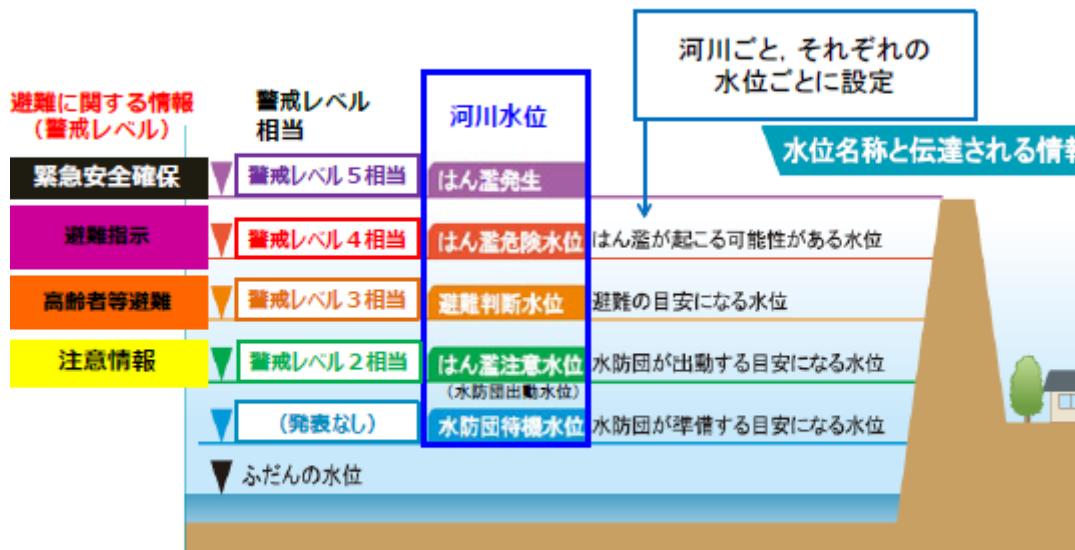
今般、すでに指定済みの1河川（水防警報河川・水位周知河川）について、現地の再調査を実施の上、危険箇所の見直しを行い、登米市との協議を経て、基準水位を変更するもの。

### 1) 一級河川北上川水系二股川（変更）

基準地点	対象市町村	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	備考
昭和橋	登米市	1.30 ↓ 1.40	1.50 ↓ 1.90	2.00 ↓ 2.50	2.20 ↓ 2.70	上段：変更前 下段：変更後

#### 【基準水位の種類】

- 気象危険水位：浸水被害の恐れのある水位。避難指示の目安。
- 避難判断水位：気象危険水位から、避難に必要な時間を差し引いた水位。高齢者等避難の目安。
- 気象注意水位：水防団出動の目安。また、出水時の河川管理巡回出動の目安。
- 水防団待機水位：水防団や河川管理巡回を準備する目安。



## **2 水防警報に関する伝達方法の変更（P 154）**

水防警報については、現在FAXにより対象機関に伝達しているところであるが、発令数が多数となった場合に、FAXの混雑や送信作業で情報伝達に遅延が発生する懸念があるほか、電話による受信確認等による業務負担が課題となっている。

よって、市町村等関係機関を含めた宮城県全体でより迅速、かつ、業務負担の少ない情報伝達方法に見直しを行うため、電子メールでの情報伝達を基本とし、予備的にFAX等による伝達も可能とするもの。

## **3 洪水浸水想定区域指定の追加（P 172～176）**

洪水浸水想定区域とは、氾濫域に住宅等の防護対象のある河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものであり、指定により、市町村による洪水ハザードマップ作成などの対策が促進され、さらなる避難体制の強化が図られることとなる。

指定の対象となる河川は、洪水予報河川、水位周知河川、特定都市河川、それら以外の一級河川・二級河川で国土交通省令の定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）となっている。

県管理河川325河川のうち指定対象となる河川は291河川であり、これまで指定していた140河川に加え、新たに33河川を指定することから、計画書に記載するもの。

なお、残りの118河川についても、今後順次指定を行い、早期に対象となる全ての河川を指定することとしている。

## **4 その他**

- 重要水防箇所の見直し（P 16～66）
- 水防管理団体等の管理する水防上重要な堰堤、水こう門等一覧表の追加・修正（P 74～77）
- 気象予報・警報の基準等の改正（P 114～125）など